

現 地 調 査 票

株式会社 建築検査機構 代表取締役 山野邊 巖 様

設計を行うにあたり建築士法第18条第1項の規定に従って下記事項を調査いたしました。この調査票に記載の事項は事実と相違ありません。

調査を行った設計者 _____ 印

建築主等 _____ 建築場所 _____

1 計画建築物等の用途

※該当する箇所の () 内に○及び用途を記入願います。

- ①主要用途 () 一戸建ての住宅 ・ () 共同住宅 ・ () その他 ()
 () 昇降機 ・ () 工作物 ()

2 敷地に接する道路関係

※道路区分欄には、国、県、市、町、村道等の区分を記入願います。

※建築基準法42条の該当項号欄には第1項の第1号から5号、2項、3項の該当項号を記入願います。

※道路が建築基準法42条第1項第4号、第5号等の道路の場合は、指定番号及び指定年月日を記入願います。

※②、③は該当する場合 () 内に○を記入願います。

①道路関係

	道路区分	幅員	建築基準法42条の該当項号	指定番号	指定年月日
1)		m		号	. .
2)		m		号	. .
3)		m		号	. .

②建築基準法42条第2項、第3項道路の場合：特定行政庁の指定等の確認 () 行った・() 行わない

③建築基準法42条第2項道路の場合：市町村の後退用地指導要綱等手続き () 済 ・ () 未済

④建築基準法42条第2項道路の場合：幅員については、後退前(従前)の幅員を記入して下さい。

3 地域・地区関係

※各欄について、該当する個所の () 内に○を、その欄の基準の建ぺい率、容積率等を記入願います。

※第1種、第2種低層住居専用地域に該当する場合、外壁後退距離、最低敷地面積、高さの限度を記入願います。

① 都市計画

- () 市街化区域 () 市街化調整区域 () 区域区分未設定都市計画区域
 () 準都市計画区域 () 都市計画区域外 () 法第6条第1項第4号区域

②用途地域、建ぺい率、容積率等

用途地域	基準建ぺい率	基準容積率	外壁後退距離	高さの限度	最低敷地面積
() 第1種低層住居専用地域	%	%	m	m	m ²
() 第2種低層住居専用地域	%	%	m	m	m ²
() 第1種中高層住居専用地域	%	%	() 用途地域が指定なしの場合で建築制限がある場合 ・制限の根拠 () ・準用用途地域 () ・建ぺい率 () % ・容積率 () % ・外壁後退距離 () m		
() 第2種中高層住居専用地域	%	%			
() 第1種住居地域	%	%			
() 第2種住居地域	%	%			
() 準住居地域	%	%			
() 近隣商業地域	%	%			
() 商業地域	%	%			
() 準工業地域	%	%			
() 工業地域	%	%			
() 工業専用地域	%	%			
() 指定なし	%	%			

③防火地域等 () 防火地域・() 準防火地域・() 指定なし・() 法22条地域

④ () 地区計画区域 ⑨ () 建築協定区域 届出 () 済・() 未済

⑤ () 災害危険区域 ⑩ () 高度利用地区

⑥ () 下水道処理区域 ⑪ () 宅造規制区域

⑦ () 土地区画整理区域 76条 () 許可済 ・ () 申請中 ・ () 未済

⑧ () その他の地域地区 (_____)

4 都市計画法関係

※該当の有無に○を付け、有の場合、該当する箇所の（ ）内に○を記入願います。

該当：（ ）有 ・（ ）無

- | | |
|--------------------------|-------------------------|
| ①（ ）都市計画法施行規則第 60 条の適合証明 | ⑤（ ）開発許可区域内の建築制限（42 条） |
| ②（ ）開発行為の許可（29 条） | ⑥（ ）市街化調整区域内の建築許可（43 条） |
| ③（ ）開発許可の変更許可（第 35 条の 2） | ⑦（ ）都市施設区域内の建築許可（53 条） |
| ④（ ）市街化調整区域内の建築制限（41 条） | ⑧（ ）行政担当課の合議等による許可等 |

5 その他

※ 1 から 4 欄に特記できない事項等について記入願います。

--

※ 現地調査票の作成にあたり、調査により確認、相談・打ち合わせ等を行った、年月日、市町村の担当課・担当者名等を必ず記入して下さい。

	年 月 日	市町村等	担当課・担当者名等
道路関係			
地域・地区関係			
都市計画法関係			
その他			

現地調査及び確認申請の留意事項

- 1 現地調査票作成にあたっては、必ず計画敷地のある市町村の担当窓口で、調査により確認、相談・打ち合わせ等をお願いします。
- 2 敷地に接する道路は、必ず市町村建築担当窓口で道路の状況を確認し、建築基準法第 42 条第 2 項・3 項に該当する場合は、みなし道路境界線が確定してから申請をお願いします。
- 3 敷地に道・水路等の国有地がある場合（払下げ申請を含む）は特定行政庁と必ず協議して下さい。
- 4 建築基準法 43 条第 1 項但し書きの場合は、その旨の許可書の交付を受けて確認申請関係書類に添付をお願いします。
- 5 敷地が地区計画区域内にある場合は、市町村より適合する旨の証明書の交付を受けて確認申請関係書類に添付をお願いします。
- 6 敷地が都市計画区域内にある場合で、次の場合には、都市計画担当部局から都市計画法施行規則第 60 条の規定に基づく適合証明等を受け、確認申請関係書類に添付をお願いします。
 - ① 市街化区域内で開発面積が 1, 0 0 0 m²以上の場合
 - ② 市街化調整区域の場合
 - ③ その他の区域で開発面積が 3, 0 0 0 m²以上の場合

その他建築物又は敷地に関する関係法令等

建築物等を建築する場合は、建築基準関係規定の他に、次に掲げる法律、要綱等により手続き等が必要になる場合がありますので、別途調査・手続きが必要です。

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| 1 都市計画法第 58 条の風致地区内における建築等の規制 | 15 建築協定 |
| 2 農地法第 4 条及び第 5 条による農地転用の許可又は届出 | 16 旅館業法、風営法 |
| 3 農業振興地域の整備に関する法律 | 17 屋外広告物法・福島県等の屋外広告物条例 |
| 4 急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律 | 18 文化財保護法・福島県等の文化財保護条例 |
| 5 ハートビル法 | 19 医療法・薬事法 |
| 6 人にやさしいまちづくり条例 | 20 その他 |
| 7 福島県等の景観条例 | |
| 8 市町村の中高層建築物等に関する指導要綱 | |
| 9 都市計画法、道路法、河川法 | |
| 10 消防法 | |
| 11 自然公園法 | |
| 12 土地区画整理法 | |
| 13 下水道法、浄化槽法、水道法 | |
| 14 電波法 | |